就学援助（入学準備金入学前支給）　Q＆A

Q．申請はどこで行えばいいのか。

A. 就学援助(入学準備金)の入学前支給の申請場所は、
小学校入学予定の方…入学予定の小学校の事務室、教育委員会教育支援課
または　教育委員会教育支援課へ郵送
中学校入学予定の方…現在通われている小学校の事務室、教育委員会教育支援課　または　教育委員会教育支援課へ郵送(入学予定の中学校では申請不可)
となります。
また、国・県立の小中学校に入学または進級予定のお子さまがいる場合は、教育委員会教育支援課での申請となります。
詳細はホームページまたはチラシをご覧ください。

Q．申請書はどこで取得できるか。

A. 就学援助の申請書は、各学校にて配布、もしくは福岡市ホームページよりダウンロードできます。

Q．市・県民税課税所得金額の算定対象となるのはいつの年収か。

A.　令和7年(1月から 12 月)中の収入です。

Q．申請要件を確認できる書類は必要か。

A. 要件5「児童扶養手当証書」、要件2・6「課税証明書等の税証明書」は、原則提出不要です。ただし、要件2・6に該当する場合でも、令和8年1月1日時点で福岡市に福岡市に住民登録がない場合は、同日時点の住所地の市区町村で、市県民税の非課税・減免または課税所得金額を確認できる証明書を取得し、ご提出ください。また、要件5に該当する場合で、申請日前3か月以内に、福岡市で児童扶養手当の受給を 開始した場合は、児童扶養手当証書をご提出ください。
上記以外の要件は、要件を確認できる書類が必要となります。

Q．入学準備金の入金時期はいつか。

A. 就学援助(入学準備金)の入学前支給の申請を1月中にされた方は、令和9年3月中に入学準備金を支給します。
なお、審査結果は3月中に申請書の住所宛に郵送します。

Q．就学援助（入学準備金）の入学前支給の認定を受けた場合、入学後に改めて申請を行う必要があるか。

A. 今回、就学援助（入学準備金）の入学前支給を申請し認定を受けられた方は、入学準備金以外の学用品費等も支給の対象となります。また、4月～翌年3月までが就学援助対象期間となるため、改めて令和9年度の就学援助の申請を行う必要はありません（期間内に世帯状況に変化があった場合、市外転出された場合等を除く）。

Q．新入学生以外に兄弟姉妹児がいるが、それぞれに申請が必要か。

A. 同一世帯に新入学生以外の兄弟姉妹児がいる世帯については、そのお子さまも合わせて申請を受付しますので、個別の申請は不要です。

Q．１月中の申請が難しいが、入学準備金はもらえないのか。

A. 3月以降に令和9年度の就学援助申請を行い、4月からの認定となった世帯に対しては、入学後（5 月下旬以降）に入学準備金を支給します。
なお、支給額については、3月以降に申請した場合も1月申請と同額です。

Q．３月末に市外へ転出の予定だが、どうしたらよいか。

A. 福岡市では支給の対象とはなりません。転出予定の市町村教育委員会へご相談ください。

Q．福岡市へ転入の予定だが、どうしたらよいか。

A. 1月中の転入…申請受付は転入日～1月 29 日です。
2月中の転入…申請受付は3月1日以降です。（2月は受付していません）
※ただし、兄弟児がいる場合は、令和8年度の申請を行うことができます。
3月以降の転入…申請受付は転入日以降です。

Q．新入学生はいないが、１月に申請を行うことができるか。

A. できません。新入学生以外の世帯は3月からの申請受付予定です。
詳細は、2月下旬以降に学校を通じてお知らせするチラシでご確認ください。